

政令第六十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千円」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同項第三号中「五万二千二百七十円」を「五万二千五百十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第二項及び第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、警察官の職務に協力援助した者に対する災害給付における給付基礎額及び介護給付の金額の引下げを行う必要があるからである。